

天理市告示第 298 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画道路を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 8 月 26 日

天理市長 並河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 3・5・408 号線 兜塚山辺線	天理市柳本町

2. 都市計画の縦覧場所

天理市建設部まちづくり計画課